

地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第32号

地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市債権管理条例の一部改正)

第1条 瀬戸市債権管理条例(令和元年瀬戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の割合の特例) 6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	附 則 (延滞金の割合の特例) 6 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

9 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

10 <省略>

(瀬戸市道路占用料条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

9 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市道路占用料条例第8条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

10 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

11 <省略>

(瀬戸市河川管理条例の一部改正に係る延滞金の割合の特例)

12 当分の間、この条例による改正後の瀬戸市河川管理条例第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、特例基準割合適用年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの

	割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。
--	---

（瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

（瀬戸市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年瀬戸市条例第1号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>

(瀬戸市介護保険条例の一部改正)

第4条 瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年 の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特 別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割 合をいう。）に年1パーセントの割合を加算し た割合をいう。以下この条において同じ。）が</u> 年7.3パーセントの割合に満たない場合には 、その年中においては、年14.6パーセント の割合にあつては<u>その年における延滞金特例基 準割合に年7.3パーセントの割合を加算した</u> 割合とし、年7.3パーセントの割合にあつて は<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの</u> 割合を加算した割合（当該加算した割合が年7 .3パーセントの割合を超える場合には、年7 .3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年 14.6パーセントの割合及び年7.3パーセ ントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年 の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置 法第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう</u> 。以下この条において同じ。）が年7.3パー セントの割合に満たない場合には、その年（<u>以 下この条において「特例基準割合適用年」とい う。）中においては、年14.6パーセントの</u> 割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年におけ る特例基準割合に年7.3パーセントの割合を</u> 加算した割合とし、年7.3パーセントの割合 にあつては<u>当該特例基準割合に年1パーセント</u> の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	---

(瀬戸市河川管理条例の一部改正)

第5条 瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 <省略></p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 <u>当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の</u> <u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パ</u> <u>ーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、</u> <u>各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租</u></p>	<p>附 則</p> <p>3 <省略></p>

税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市債権管理条例附則第6項、瀬戸市後期高齢者医療に関する条例附則第3条、瀬戸市国民健康保険条例附則第4条、瀬戸市介護保険条例附則第6条及び瀬戸市河川管理条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。